

入院時食事療養について

- ・ 当院は、入院食事療養費(1)に関する特別管理の届出に係る食事を提供しています。
- ・ 特別管理による食事の提供では、管理栄養士によって管理された食事が(夕食については、午後6時以降)適温で提供されています。